

別記様式(第8条第1項)

その1

令和 4年3月31日

四街道市議会議長

成田 芳律 様

会 派 名 立憲

経理責任者 広瀬 義積

令和3年度政務活動費収支報告書

四街道市議会政務活動費交付条例第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 収 入

政務活動費 371,628 円

2 支 出

科 目	金 額(円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費	536,401	会派広報紙制作費
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
合 計	536,401	

残 額 0 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。



領収書等貼付用紙

会派(議員)名:立憲

(No. 3 - 1)

1 調査研究費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和4年3月17日から 令和4年3月17日まで
2 研修費	<input type="checkbox"/>		
3 広報費	<input checked="" type="checkbox"/>		
4 広聴費	<input type="checkbox"/>		
5 要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	合計支出額	536,401 円
6 会議費	<input type="checkbox"/>		
7 資料作成費	<input type="checkbox"/>		
8 資料購入費	<input type="checkbox"/>		

支出内容

会派広報紙(会派 立憲レポート)制作費

28,000部 地域新聞折込  
2,000部 個別配付

領収書等貼付欄 (この欄に入らない場合は、別紙に貼付すること)

領 収 証 会派立憲 様 No. \_\_\_\_\_

金額

¥536,401

内 記  
現金  
小切手 /  
手形 /

但 会派立憲レポート制作料として  
R4年3月17日 上記正に領収いたしました

〒284-0005 千葉県四街道市四街道1564

スコープジャパン株式会社

代表取締役 池田勝



消費税額等(%)

消費税額等(%)

登録番号

GR1621

- ※1. 複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付すること。
- ※2. 「領収書等の整理上の注意点」を参照すること。

# 『佐渡市政の不透明な実態』

千葉日報 2020年9月17日付掲載

この利権の構造は、巨額な負債で終結できない鹿渡南部土地区画整理事業からも確認されます。ここでも全く同じ元幹部職員や埋立業者らが関与し、埋立業者が5億円以上の報酬を得ながら組合には13億円以上の負債が残され、市も7億円以上の補助金を負担しています。さらにこの業者は組合以上の使途不明金を作り出し、組合から業務上横領罪で千葉地検に告発されています。

市がこの業者を組合に紹介した当時の部長は、退職後にこの業者の顧問に就くと共に佐渡市長の市政アドバイザーにも就任し、市政に強い影響力を持ち続けました。この部長の下にいた職員が元幹部職員であり、その職員を長く重用してきたのが佐渡市政の不透明な実態です。

## 次期ごみ処理施設用地埋立工事 概要

平成 27年 5月	市内吉岡地区の次期ごみ処理施設用地の一部(1,340㎡)と下野商事の所有する隣接地との土地交換の願書が、下野商事より四街道市に提出される。
平成 27年 9月	市からの回答書が下野商事に示される。条件として埋立工事の窪地を下野商事の負担により平坦化する事。ただし埋立工事の実施主体は四街道市とする。 ※市主体の公共事業であれば残土条例が適用されず市のチェツクが入らないため?
平成 27年 11月	市と下野商事との間で土地交換契約書が締結される。
平成 28年 2月	市長から市長宛に埋立工事を残土条例の適用除外とする特定事業許可除外届を申請する。埋立工事に残土条例を適用しない事を市長が決定する。
平成 28年 2月	窪地埋立工事が着工される。大谷総合が開与、建設機構が実施する。
平成 29年 3月	市議会が初めて土地交換契約での埋立を知り、現地を視察する。
平成 29年 9月	次期ごみ処理施設用地に約21万㎡(大型ダンク約3万5千台分)の残土が搬入されたまま工事が中断される。
平成 30年 3月	議会からの強い要望を受け市が土壌汚染調査を実施する。その結果、フツ素が基準値を大きく超えて検出される。
平成 31年 2月	施設用地382区画の内247区画でフツ素汚染が確認される。
令和元年 12月	市が過剰に搬入された汚染残土の撤去費用として、下野商事、大谷総合、建設機構、泰斗建設を相手に22億円の損害賠償を求め提訴する。 弁護士費用が約1億円(埋立業者は実質的に破産状態)
令和2年 3月	市議会に調査特別委員会として百条委員会が設置される。
令和3年 12月	市民91人が佐渡市長に20億円の支払いを求めて提訴する。



### 深く責任感

「深く責任感」  
四街道市議会議員の佐藤 隆之助氏が、佐渡市長の市政アドバイザーとして関与した業者の責任を問う。市長は、埋立業者の報酬が5億円以上と明らかに高く、また、埋立業者が5億円以上の報酬を得ながら、組合には13億円以上の負債が残され、市も7億円以上の補助金を負担しています。市長は、埋立業者の報酬が5億円以上と明らかに高く、また、埋立業者が5億円以上の報酬を得ながら、組合には13億円以上の負債が残され、市も7億円以上の補助金を負担しています。市長は、埋立業者の報酬が5億円以上と明らかに高く、また、埋立業者が5億円以上の報酬を得ながら、組合には13億円以上の負債が残され、市も7億円以上の補助金を負担しています。

市民の目線で開かれた住みよい街づくり

# 会派 立憲リポーター



Vol.1  
2022.2.1

発行責任者  
栗原 なおや

## 『土壌汚染の真相』～『佐渡市政の不透明な実態』

# 四街道市長の 汚染を脅かす 不正を徹底的 に追及します



財政の悪化が続ける四街道市、このままでは市民サービスの大幅な低下や福祉事業の切り捨てが進み、安心した市民生活が脅かされていく可能性があります。  
経常収支比率が常に県内ワーストクラスの財政状況にも関わらず、その中で市民の大切な税金が不正な行為で無駄に使われる、こんなことがあっていいのでしょうか？  
市と業者の不正を徹底的に追求し、市民の安心安全な暮らしを実現します。



栗原 なおや

〒284-0001  
四街道市大日 418-3  
TEL 043-422-8528  
E-mail azuma708@aihoo.co.jp

広瀬 よしづみ

〒284-0025  
四街道市さちが丘 1-22-5  
TEL 043-421-1234  
E-mail yoshizumi@peige.ocn.ne.jp

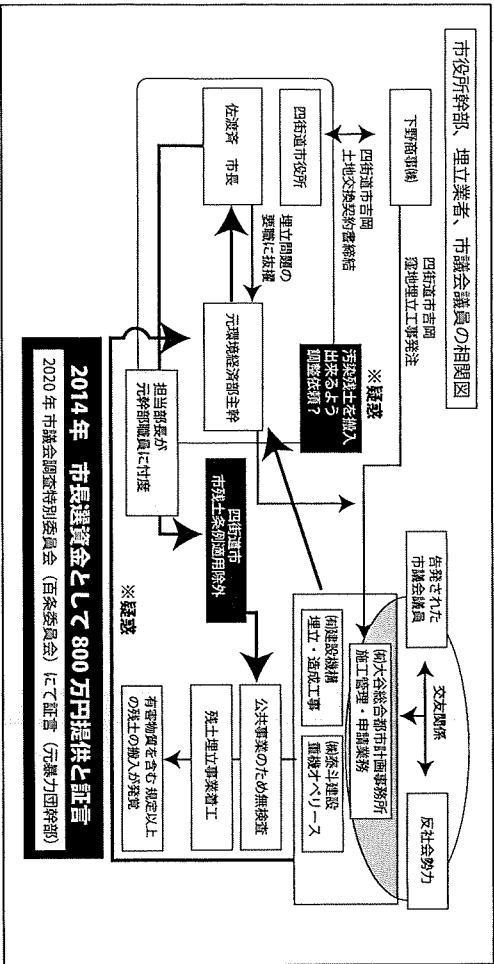
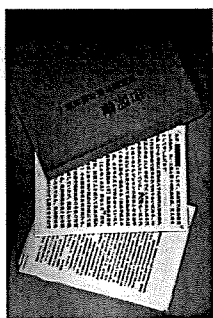


# 『土壌汚染の真相』元暴力団幹部からの内部告発

現在、市議会でも最も重大な議題は次期ごみ処理施設用地(清掃工場建設予定地)での大規模な土壌汚染問題です。それはこの土壌汚染の原因が埋立業者らによる違法な汚染廃土の搬入にあるばかりか、市長に近い元幹部職員や市議会議員までがこの汚染問題に深く関与している疑いが持たれていきます。

その契機となったのは元暴力団幹部から全議員に届いた大量の告発文や写真であり、その中では当時の市役所幹部職員や現職の市議会議員が、土壌汚染を引き起こした埋立業者らと深く関わりながら埋立を実施していたばかりか、これら関係者全てが暴力団組長などの反社会勢力とも親しく交際していた事実が告白されています。

さらにはこの市有地への埋立工事により、埋立業者らが数億円もの莫大な利益を得ていたばかりか、業者からこの元幹部職員に市長選資金として800万円が渡されたことも告発しています。



## 『百条委員会での証言』市元職員が業者より800万円を授受??

これらの告発を受けて市議会に調査特別委員会(百条委員会)が設けられ、告発者や市議会議員、さらには市の元幹部職員や埋立業者からの証言が聞かれました。

その中で現職の市議会議員は当時の暴力団組長の襲名披露宴への出席や暴力団関係者との賭け麻雀を認めると共に、土壌汚染を招いた埋立業者らも暴力団や右翼などの反社会勢力と強い結びつきがあった事を証言しました。また市長の信任が厚い元幹部職員は埋立業者より800万円を受領した事実を認めながらも、親族の事業目的の為に借入れたもので「お金を返した」と証言しました。しかしこの元幹部職員から返金を証明する一切の書類や証拠は示されず、さらにこの資金を用意した埋立関係者は「(返して)もらった覚えはない」と証言しています。



告発者からの提供写真

本米、業者を監督すべき立場であると共に市長に極めて近い市の幹部職員が埋立業者より数百万円もの金銭を借りる事自体、公務員倫理に著しく背くものであり、もし返金の事実が確認されなければ犯罪にも該当する行為です。さらには「汚染廃土が搬入された当時の市の担当部長らは、元上司であり市長の信任が厚いこの元幹部職員に

# 『市長による異例な人事』元幹部職員の業者との深い繋がり

この元幹部職員は埋立を監督する部長を最後に退職し、再度同じ部の幹部に任用された事で、合計10年に渡り埋立に関する強い権限を与えられました。この異常な人事は市長の決断によるもので、誰が担当部長に就任しても、元幹部職員には市長との強い関係性から絶対的な権限を得ていたものと推測できます。

さらに元幹部職員と埋立業者らは20年以上に渡り親しい関係にあり、過去に元幹部職員の関与した区画整理事業では業者が5億以上の報酬を得ていたばかりか、清掃工場用地の埋立からも56億円以上の利益が推測されるなど、この業者らが莫大な利益を得た事業には必ずと言ってこの元幹部職員との関わりが認められます。



## 元幹部職員と埋立業者が同時に関与した事業

年度	事業名	事業関係者
平成 13 年	鹿渡南部特定地区区画整理事業	◆元幹部職員 (都市部区画整理課課長補佐) ◆大会総合都市計画事務所/区画整理事業/代行業務 ◆傾斜建設機構/土木・埋立工事 ◆傾泰斗建設/重機造成
平成 24 年	栗山汚染廃土埋立工事	◆元幹部職員 (環境経済部主幹) ◆傾斜建設機構/土木・埋立工事 ◆傾泰斗建設/重機造成
平成 26 年	太陽光/パネル搬入路埋立工事	◆元幹部職員 (環境経済部主幹) ◆大会総合都市計画事務所/施工管理・申請業務 ◆傾斜建設機構/埋立・造成工事 ◆傾泰斗建設/重機造成
平成 28 年	次期ごみ処理施設用地埋立工事	◆元幹部職員 (環境経済部主幹) ◆大会総合都市計画事務所/施工管理・申請業務 ◆傾斜建設機構/埋立・造成工事 ◆傾泰斗建設/重機造成

## 『利権の構造』利用された次期ごみ処理施設用地の埋立工事?

清掃工場用地の埋立当時、市には埋立を規制し監視できる激しい残土条例がありながら、市長は敢えてこの条例を適用させず、埋立業者らは自由に大量の汚染廃土を搬入する事ができました。その結果、市の被った損害は20億円を大きく超え、元幹部職員と親しい埋立業者らは56億円以上の利益を得ていたと推測されます。

なぜ、市長はこの民間業者が実施する埋立を公共事業とし、残土条例を適用させなかったのか? なぜ、敢えて市のチェック機能が働かない仕組みとし、業者らが莫大な埋立利益を得られるよう導いたのか? そこには市と業者との密接な関係が生まれ、そこから得られる利益の為に利用された事業が次期ごみ処理施設用地での埋立であり、その結果引き起こされた事件が今回の大規模な土壌汚染ではないかと推測されます。